

# 配置従事者の身分証明書等事務取扱要領

## 富山県厚生部くすり政策課

平成 21 年 6 月 1 日制定

平成 26 年 6 月 12 日一部改正

平成 26 年 11 月 25 日一部改正

令和 3 年 4 月 1 日一部改正

令和 4 年 4 月 1 日一部改正

## はじめに

この事務取扱要領は、富山県における、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号)第 32 条の「配置従事の届出」及び第 33 条第 1 項の「配置従事者の身分証明書」(薬事法の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 69 号)附則第 10 条に規定する既存配置販売業者に係るものを除く。)に関する留意事項を記載したものです。

富山県に申請又は届出等をする場合は、この手引きに基づいて記入願います。

なお、他都道府県に申請又は届出等をする場合は、当該都道府県にお問い合わせ下さい。

## 一般的留意事項

- 1 申請書、届出書又は願書（以下「申請書等」という。）は、黒又は青のペン、ボールペン等を用い、楷書ではっきりと記入願います。
- 2 申請書等の様式は、富山県厚生部くすり政策課、（一社）富山県薬業連合会にあります。また、この要領の様式を複写して使用又はA4版に様式どおり記載すれば、自製のものでも構いません。各様式は、富山県電子申請サービスのホームページにも掲載しています。  
<https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/SdsJuminWeb/JuminLgSelect>
- 3 申請手数料は、富山県収入証紙を申請書に貼付することにより、納入願います。なお、消印はしないで下さい。
- 4 申請者等の住所・氏名について
  - ① 住所・氏名は、住民票（法人にあっては登記簿上の本店所在地と名称）の記載と同様に願います。
  - ② 法人の場合の代表者の氏名は、登記簿上のものを記載して下さい。
- 5 押印及び本人確認について
  - ① 押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第208号）の公布・施行に伴い、申請書等にかかる押印（訂正印を含む）は不要となりましたが、当分の間、改正前様

式及び押印のある申請書等についても受付いたします。

- ② 申請書等に誤記があった場合は、訂正したことが明らかになるよう二重線を引いて下さい。なお、記載内容が不明確となるような大幅な修正を行う場合には、新たな用紙に記載してください。
- ③ 本人確認のため、顔写真付き身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証等）の提示を求める場合があります。申請書等を持ち込みで提出される際は、顔写真付き身分証明書をご持参下さい。
- ④ 郵送での提出や、申請書等に誤りがあった場合等、申請者に確認のお電話をすることがあります。申請書等には、日中にご連絡のつく電話番号をご記入下さい。

## 6 登記事項証明書の有効期間について

登記事項証明書 ―――― 発行日から3ヶ月以内のものを有効とします。

## 7 用語の定義

- ① 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号） ―――― 「法」
- ② 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号） ―――― 「令」
- ③ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号） ―――― 「規則」
- ④ 薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令（昭和39年厚生省令第3号） ―――― 「体制省令」

## 8 届出書の提出方法について

郵送による提出も可能です。郵送の場合は、書類紛失の事故等を防止するため、簡易書留等を利用してください。

なお、郵送料金が不足している郵便物について、立替等の対応は行っておりません。郵送をご利用の際は、郵送料金をよくご確認の上、発送願います。

また、届出の控えが必要な場合は、返信用封筒（宛先を記載し、必要な郵送料金の切手を貼付。または、レターパック等。）が提出されれば、写しを返送します。

交付物を郵送で受け取りたい場合は、返信用封筒（宛先を記載）及び必要な郵送料金の切手（簡易書留）を提出してください。

## 目 次

1	配置従事者身分証明書交付申請	1
2	配置従事者身分証明書更新交付申請	3
3	配置従事者身分証明書書換え交付申請	5
4	配置従事者身分証明書再交付申請	6
5	配置従事者身分証明書返納届	7
6	証明願（配置従事者身分証明書交付状況）	8
7	配置従事届	9

## 1 配置従事者身分証明書交付申請

事 項	配置販売に従事しようとする場合	
根拠法令	法第33条、規則第151条	
提出書類	1 配置従事者身分証明書交付申請書(様式1)	1部
	2 申請者が配置員であるときは、雇用関係を証明する書類 その他配置販売に従事するものであることを証明する 書類(様式3、又は様式3-2)	1部
	3 写真 (縦3cm×横2.4cm、上三分身、正面向き、無帽、無背景) 撮影から6ヶ月以内、裏面に氏名を記載	1部
	(参考添付資料)	1部
	4 配置販売業に関する研修の受講を証する書類 (初めて配置販売に従事する者及び 更新申請をしなかったため新規の交付申請をする者)	
	5 配置販売業許可証の写し(富山県の許可証は不要)	
	6 配置従事者身分証明書の写し (富山県外において身分証明書を取得していた者)	
	7 資格(薬剤師、登録販売者)を証する書類 (薬剤師免許証及び富山県外において販売従事登録した場合原本確認、 一般従事者は提出不要)	
提出期限	配置販売に従事する前	
手数料	7,100円	
有効期限	身分証明書交付年の翌年12月31日まで	

### <留意事項>

#### ① 身分証明書の有効期限について

- ・ 身分証明書の有効期限は交付された年の翌年の12月31日までである。有効期限後も引き続き配置販売に従事しようとする場合は、有効期限の約1か月前までに配置従事者身分証明書更新交付申請書(様式2)を提出し、身分証明書の更新を受けること。
- ・ 身分証明書の更新申請を行わずに有効期限を過ぎた場合、配置従事者身分証明書交付申請書(様式1)を提出し、新しい身分証明書が交付されるまでは、配置販売に従事することは一切できない。

② 申請書の許可番号及び年月日欄

- ・ 配置販売業者が取得している許可のうち、申請者が実際に回商する都道府県の許可について記入すること。

③ 雇用関係その他配置販売に従事するものであることを証明する書類(申請書の備考欄)

- ・ 雇用関係である場合は、様式3を使用すること。
- ・ 雇用関係以外の場合(例えば株式会社の取締役)は、様式3-2を使用すること。
- ・ 雇用関係を証明する書類を既に提出している者は、申請書の備考欄に提出年月日を記入すること。

④ 配置販売業に係る研修の受講を証する書類(申請書の備考欄)

- ・ 初めて配置販売に従事する者は、研修受講申込書の写しや誓約書(様式9)を提出すること。
- ・ 配置従事者身分証明書の更新申請をしなかったため新規の交付申請を行う者は、体制省令第3条第1項第5号に規定する従事者に対する研修に係る修了証の写し及び研修の写し及び研修の概要を記載した書類を提出すること。研修の概要とは、ア研修の名称(主体)、イ研修期間、ウ講義時間数等がわかるものとする。
- ・ (一社)富山県薬業連合会研修センターが実施する研修を受講した場合は、研修の概要を記載した書類の提出は不要とする。
- ・ 申請書の備考欄に、研修の名称、修了年月日を記入すること。

⑤ 配置販売業許可証の写し

- ・ 申請者が実際に回商する都道府県の、配置販売業許可証の写しを添付すること。

⑥ 資格を証する書類

- ・ 申請者が薬剤師にあつては薬剤師免許証、登録販売者にあつては販売従事登録証の写しを申請書に添付すること。
- ・ いずれの写しにおいても原本を確認する。  
ただし、本県で従事登録した登録販売者については、薬局・医薬品販売業管理システムで確認できるため、原本確認不要。

⑦ 身分証明書番号(申請書の備考欄)

- ・ 富山県において身分証明書を取得していた者は、申請書の備考欄に、身分証明書番号、直近の交付年月日を記入すること。

## 2 配置従事者身分証明書更新交付申請

事 項	有効期間満了後も引続き配置販売に従事しようとする場合	
根拠法令	法第33条、規則第151条、富山県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第4条、体制省令第3条	
提出書類	1 配置従事者身分証明書更新交付申請書(様式2)	1部
	2 申請者が配置員であるときは、雇用関係を証明する書類 その他配置販売に従事するものであることを証明する 書類(様式3又は様式3-2)	1部
	3 写真 (縦3cm×横2.4cm、上三分身、正面向き、無帽、無背景) 撮影から6ヶ月以内、裏面に氏名を記載	1部
	(参考添付資料)	1部
	4 資格(薬剤師、登録販売者)を証する書類 (一般従事者については提出不要)	
	5 配置販売業に関する研修の受講を証する書類	
	6 配置販売業許可証の写し(富山県の許可証は不要)	
提出期限	身分証明書有効期間満了の日の1ヶ月前まで	
手数料	5,300円	

### <留意事項>

#### ① 申請書の許可番号及び年月日欄

- ・ 配置販売業者が取得している許可のうち、申請者が実際に回商する都道府県の許可について記入すること。
- ・ 以下の場合は、配置販売業許可証の写しを添付すること。  
ア回商する都道府県を新たに追加したとき  
イ許可証の更新又は書換えをしたとき  
ウ身分証明書交付申請時に写しを提出しなかったとき

#### ③ 雇用関係その他配置販売に従事するものであることを証明する書類(申請書の備考欄)

- ・ 雇用関係である場合は、様式3を使用すること。
- ・ 雇用関係以外の場合(例えば株式会社の取締役)は、様式3-2を使用すること。
- ・ 雇用関係を証明する書類を既に提出している者は、申請書の備考欄に提出年月日を記入すること。

③ 資格を証する書類

- ・申請者が薬剤師にあつては薬剤師免許証、登録販売者にあつては販売従事登録証の写しを申請書に添付すること。

④ 配置販売業に関する研修の受講を証する書類

- ・体制省令第3条第1項第5号に規定する従事者に対する研修に係る修了証の写し及び研修の概要を記載した書類を提出すること。研修の概要とは、ア研修の名称(主体)、イ研修期間、ウ講義時間数等がわかるものとする。
- ・(一社)富山県薬業連合会研修センターが実施する資質向上研修を受講した場合は、研修の概要を記載した書類の提出は不要とする。
- ・申請書の備考欄に、研修の名称、修了年月日を記入すること。



#### 4 配置従事者身分証明書再交付申請

事 項	身分証明書を破損、汚損又は紛失により再交付を受ける場合	
根拠法令	法第33条、規則第151条、富山県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第6条	
提出書類	1 配置従事者身分証明書再交付申請書(様式2)	1部
	2 交付済み身分証明書(ただし、紛失の場合を除く。)	1部
	3 写真 (縦3cm×横2.4cm、上三分身、正面向き、無帽、無背景) 撮影から6ヶ月以内、裏面に氏名を記載	1部
手数料	2,900円	

##### <留意事項>

##### ① 申請書の再交付の理由欄

- ・再交付の理由(破損、汚損又は紛失等)について、該当する事項を○で囲むこと。

##### ② 交付済み身分証明書

- ・紛失した場合は、紛失届(様式10)を提出すること。
- ・再交付を受けた後、紛失していた身分証明書を発見したときは速やかに配置従事者身分証明書返納届(様式5)とともに紛失していた身分証明書を提出すること。

## 5 配置従事者身分証明書返納届

事 項	配置販売に従事しなくなった場合 本人が廃業又は県外へ転居した場合 再交付後、紛失していた身分証明書が発見された場合
根拠法令	富山県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第7条
提出書類	1 配置従事者身分証明書返納届書(様式5) 1部  2 交付済み身分証明書

### <留意事項>

#### ① 返納の理由欄

- ・ 返納理由(廃業、休業、県外転居、本人死亡等)を簡潔に記入すること。

#### ② 配置従事者本人の死亡による場合は、届出義務者として配偶者又は子が提出すること。

## 6 証明願(配置従事者身分証明書交付状況)

事 項	配置従事者身分証明書の交付状況の証明を受ける場合	
根拠法令	富山県手数料条例第2条	
提出書類	1 証明願(様式6)	1部
手 数 料	1通につき450円	

### <留意事項>

- ① 手数料の額は、450円に必要部数を乗じた金額とする。
  
- ② 期間は、証明を必要とする期間を記入すること。原則として、5年間程度とする。

## 7 配置従事届

事 項	身分証明書の交付を受けて医薬品の配置販売に従事しようとする場合	
根拠法令	法第32条、規則第150条、富山県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第3条	
提出書類	1 配置従事届(様式8)	1部

### <留意事項>

- ① 富山県において従事する予定のみを記入し、配置員として従事する前に提出すること。
- ② 他の都道府県で従事する場合は、当該都道府県に提出すること。
- ③ 配置従事届は、身分証明書の交付又は更新申請時に、身分証明書の有効期限を限度として2年分まとめて届け出ることによって差し支えない。

配置従事者身分証明書交付申請書

申請者の氏名							
申請者の生年月日		年		月		日	
申請者の種別		薬剤師 ・ 登録販売者 ・ 一般従事者					
配置販売業者	氏名 (法人の場合は 名称)						
	住所	都道府県		市郡		町村 番地	
	許可番号及び年月日	都道府県 第 号	都道府県 第 号	都道府県 第 号	都道府県 第 号	都道府県 第 号	都道府県 第 号
		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
備考	配置販売業に係る研修の受講状況						
	研修の名称	修了年月日		修了番号			
	身分証明書番号	交付年月日		第 号			
				年 月 日			
	( 雇用証明書提出年月日 )						

上記により、配置従事者身分証明書の交付を申請します。

年 月 日

富山県 市 町 番地  
郡 村

(TEL)  
フリガナ  
氏名

富山県知事 殿

備考 1 配置販売業者の許可番号及び年月日の欄は申請者が実際に回商する都道府県を記入すること。

更新交付  
配置従事者身分証明書 書換え交付 申請書  
再交付

配置販売業者	氏名 (法人の場合は名称)						
	住所	都道 府県	市 郡	町 村	番地		
	許可番号及び年月日	都道 府県 第 号	都道 府県 第 号	都道 府県 第 号	年	月	日
		都道 府県 第 号	都道 府県 第 号	都道 府県 第 号	年	月	日
申請者の種別	薬剤師 ・ 登録販売者 ・ 一般従事者						
交付済身分証明書	番号				交付年月日		
雇用証明書提出年月日							
書換えに係る変更内容		変更事項					
		変更前					
		変更後					
再交付の理由		破損 ・ 汚損 ・ 紛失 ・ その他( )					

富山県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則

第4条

更新交付

第5条 の規定により、上記のとおり配置従事者身分証明書の 書換え交付 を申請します。

第6条

再交付

年 月 日

住 所 市 町 番地  
郡 村  
(TEL)  
フリガナ  
氏 名

富山県知事 殿

- 備考 1 配置販売業者の許可番号及び年月日の欄は申請者が実際に回商する都道府県を記入すること。  
2 申請者の種別の欄は、既存配置販売業者(薬事法の一部を改正する法律(平成18年法律第69号)附則第10条に規定する既存配置販売業者をいう。)及びその配置員にあつては記入しないこと。



様式 3—2

## 配 置 従 事 証 明

配置員

住所 富山県 郡 町 番地  
市 村

(TEL)

役職

氏名

年 月 日生

上記の者は当社配置員として、配置販売に従事する者であることを証明する。

年 月 日

配置販売業者

所在地

(TEL)

法人名

代表者氏名

様式 4  
(配置従事者身分証明書)

第1面

第 号	<b>富山県配置従事者身分証明書</b>	
写 真	氏 名	薬 剤 師 登 録 販 売 者 一 般 従 事 者
	上記の者は、医薬品の配置販売に従事する者であることを証明する。	
年 月 日	富山県知事	

第2面

配置販売業者	氏 名	
	住 所	
配 置 従 事 者	生年月日	
	住 所	
有効期限	年 12月 31日 まで	

配置従事者身分証明書返納届書

身分証明書	番号	
	交付年月日	
返納理由発生年月日		
返納の理由		

富山県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則  
第7条の規定により、上記のとおり身分証明書の返納の届け出をします。

年 月 日

住所

氏名

富山県知事 殿

# 証 明 願

富山県厚生部くすり政策課長 殿

下記のことについて、証明願います。

## 記

1 事項 配置従事者身分証明書の交付状況

2 期間 年～ 年

必要部数 部

年 月 日

住所

(TEL)

氏名

生年月日 年 月 日

様式 7

## 証明書

住 所  
氏 名  
生年月日

配置従事者身分証明書の交付状況

期 間	配置販売業者
年 月 日～ 年 月 日	
年 月 日～ 年 月 日	
年 月 日～ 年 月 日	

上記は事実に相違ないことを証明する。

年 月 日

富山県厚生部くすり政策課長

( 年)配置従事届

配置販売業者	氏名		
	住所		
配置従事者	氏名		
	住所		
区域及び期間	年 月 日から	富山県全域	
	年 月 日まで		
	年 月 日から	富山県全域	
	年 月 日まで		
	年 月 日から	富山県全域	
	年 月 日まで		

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第32条の規定により、上記のとおり配置従事の届出をします。

年 月 日

(TEL)

氏名

## 誓 約 書

富山県知事 殿

私、  
は、  
年 月 日までに、  
の研修を受講し、配置販売に従事  
する者として必要な基礎知識及び技能の習得、並びに資質の向上  
に努めます。

また、上記研修の受講証明書等が発行され次第、富山県厚生部  
くすり政策課へ写しを送付いたします。

年 月 日

住 所

氏 名

様式 10(例示)

## 紛失届

私事、  
を不注意により紛失いたしました。

今後はこのようなことがないように努めますので、宜しくお取り計らいくださ  
いますようお願いいたします。

年 月 日

配置販売業者:

住所

業者名

富山県知事 殿